



**ZOOM  
UP**

# 多文化共生施策最前線！

～ロンドン・パリ・ソウル・シドニー事務所から～

2019年4月にいわゆる改正入管法が施行され、外国人労働者の受入れが可能になるなど、外国人の数は今後増加することが見込まれている。ここでは、日本に先駆けて多くの外国人が居住し、既にさまざまな多文化共生施策が行われている諸外国の最新の動向と課題について紹介する。今後、多文化共生を推進していく上での参考としていただきたい。

〔(一財)自治体国際化協会多文化共生部多文化共生課〕

1

## 日本の多文化共生と欧州の社会統合： 歴史的な取り組みと今後の展望

筑波大学人文社会系 准教授 明石 純一

### 社会の「多文化」化と 日本の多文化共生

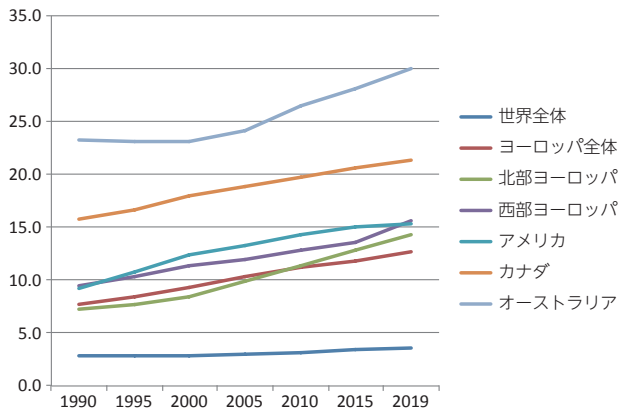
国境を越える人の移動、例えば移民や難民、外国人労働者の受入れが促す社会の「多文化」化は、日本を含む多くの先進国社会で経験されてきた変化である。しかし、こうした変化に対するホスト社会の受止め方や取り組み姿勢は国や地域によって異なっている。何がその差異を生むのか。いかなる対応が妥当なのか。日本の「多文化共生」は有効なのか。この小論は上の問いに正面から応答するものではないが、人の国際移動がもたらす多様性への向き合い方を振り返ってみることで、なんらかのヒントが得られるかもしれない。

上に述べた「多文化共生」は、民間による外国人支援のモットーとして1990年代から使われていたが、国の政策・施策レベルで定着したのは2000年代に入ってからである。2005年に総務省に設置された「多文化共生の推進に関する研究会」や翌年にまとめられた報告書により、この用語はいわば市民権を獲得したといえる。1990年代の日本における外国籍住民の増加、そしてその一定の割合の定住化が、現実味をもって、多文化共生

を要請したのである。政策的な起点のひとつは、南米系日系人の「定住者」として受入れを認めた1989年の入管法改正（1990年施行）であろう。もっともその頃の日本は、つまり30年前の日本では、外国籍人口の全人口に占める比率が在日コリアンを含めても1%程度であったことに留意しておきたい。2%に届いたのもごく最近である。

### 欧州の状況

同時期の海外事情はどうであったか。欧州主要国を含むヨーロッパの状況を考えてみよう。移民の流入に対する各国個別の具体的な政策・法制度的対応について、この分野の専門家ではない筆者が高い精度で言えることは少ない。ただし数量的なことに限定し、国連の統計に依拠して述べれば（次頁グラフ）、その時点でフランスやドイツを含む西部ヨーロッパ諸国の移民人口割合は10%近くまで接近し、2019年現在では15%を超えている。北欧諸国やイギリスを含む北部ヨーロッパにおいては、1990年時点で7.2%であった数字が、2019年には14.3%にまで上昇している（ただしこれらの数字はEU加盟国出身者を含む）。現在、非加盟国出身者、い



国連の統計にもとづく世界と地域の移民人口の割合

わゆる第三国国民の人口割合はEU全体で4%台である。一方で上の移民人口統計には、移民の二世に代表される、移民の背景を持つ自国民が網羅的に反映されているわけではない。そのため、ある社会が有する人種や民族、そして言語や宗教等の多様性をこうしたデータだけで正確に知ることはできない。

なお、アメリカ、カナダ、オーストラリアといった移民国における移民人口割合やその増加率は欧州と同等かそれ以上である。もっとも、グラフからもわかるように、1990年から2019年における世界全体の同割合は2.9%から3.5%への上昇に留まる。規模で見れば、1.53億人から2.72億人である。世界人口の増加と、先進国への国際人口移動が、これらのトレンドをつくる。

人の越境にはさまざまな背景がある。経済格差の存在や先進国の高齢化は、移民産業の発展と相まって、国境を越える人の移動を促進する。紛争等に起因する庇護申請や国内避難民の数も近年は増加の一途にある。UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の報告によれば、こうした人々の数は今現在7,000万人を超え、直近20年間で2倍に増えたという。

多様な文化的背景を持つ人々が多く暮らす欧州が志向してきたといえるのは、「社会統合」であり、社会的一体性であった。程度の差こそあれ、他国からの移住者の増加が社会の多文化性を強めてきた点は、欧州でも日本でも共通である。ただし前者の場合、移民や難民の受け入れは、失業問題、ホスト住民の外国人嫌悪や差別、あるいは反イスラム感情の増幅による右翼政党の台頭にも結びついていた。つまり欧州において、移民や難民のプレゼンスの拡大は、対応次第により、ホスト社会に摩擦と分断を生み、社会的・政治的安定を脅かす、国家レベ

ルでの切迫した課題としても認識されてきた。優先順位が高い政策課題であり、恒常的な選挙の争点でもある。

## 欧州の取り組み

その欧州の取り組みのなかで、日本で比較的多く参考にされてきたのはドイツである。移民国であることを形式的に否定していた同国の過去が、今の日本を想起させるのかもしれない。ドイツでは、2005年の移民法とともに「統合コース」の導入が決まり、移民に対してドイツ語習得を促している。目標とされているのはCEFR(Common European Framework of Reference for Language: ヨーロッパ言語共通参照枠)のB1、すなわち「自立した言語使用者」であり、日本語に対応させると日本語能力試験のN3程度のレベルとなるだろう。

筆者自身、ドイツで移民の社会統合に関する調査を行ったことがある。地方自治体の統合局では、移民の背景を持つスタッフを幹部職員に据え、事業を企画、展開していたことが印象に残っている。また、トルコ系移民が多いドイツではモスクの建設も増えており(写真下)、その建設や活用方法について議論が絶えない。

社会に分断を生まないためにも、移民と地域住民の交流は不可避であり、この観点からも、コミュニケーションツールとしての公用語の習得は社会統合において重視される。移民がホスト国で別の「社会」を形成するのではなく、社会の「市民」として適応することが求められてきたともいえる。社会統合の試みは、ドイツが先行したわけではない。ベルギーの定住促進講習の開始やフランスの統合契約の義務化などは、ドイツが法制度の整備を行ったのと同じく2000年代半ばのことであった。オ



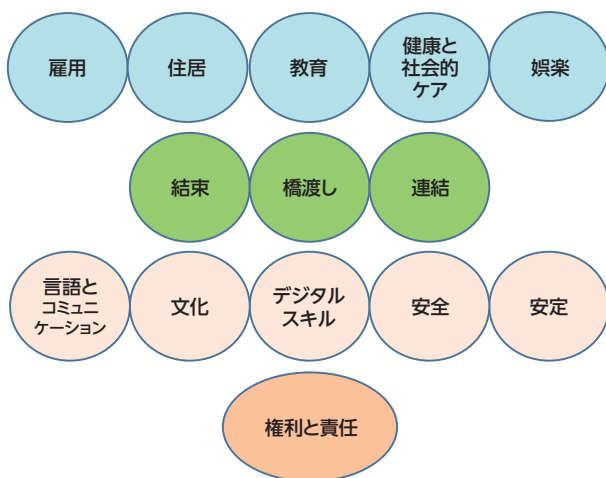
デュースブルク市のモスク。ドイツ最大規模のモスクのひとつ

ランダやデンマークでは 1990 年代にまで遡る。また、移民の社会統合は EU 加盟国の権限でなされるため、内容や対象は各国で必ずしも同一ではない。

## 指標化の試み

それにしても、なにをもって移民は社会に統合されているといえるのか。参考になるアプローチとして、2004 年に英国内務省が示した統合指数 (Indicators of Integration Framework) を挙げておきたい。2019 年の第 3 版では、移民の統合を促すものとしてデジタルスキルが追加されている。時代の変化とともに、移民がホスト社会に適応し、その一員になるための方法や条件も見直されている。

同統合指標には計 14 の基本要素が含まれる (本頁図)。統合の基盤 (Foundation) として権利と責任、統合を促進 (Facilitators) する言語とコミュニケーション、文化、安全、安定、そして前述のデジタルスキル、統合過程において重要な社会関係 (Social Connections) である社会的結束、橋渡し、連結、そして統合の手段や到達の目印 (Means and Markers) としての雇用、住居、教育、健康と社会的ケア、娯楽である。上記のうち社会関係を構成する概念としての「結束 (Bond)」は自らとアイデンティティを共有する人々 (家族や同郷の友人など) との人間関係、「橋渡し (Bridge)」は逆に異なる背景を持つ人々との人間関係、「連結 (Links)」は政府や自治体の制度・行政サービスへのアクセスやホスト社会への政治的な参加と考えてよい。「結束」ばかりが強く「橋渡し」が無ければその移民集団はホスト社会



イギリス内務省の統合指標 (筆者訳)

で分離してしまう。「連結」の欠落は移民の社会的疎外を強めるだろう。

移民の社会統合が重要な政策課題として注目されてきたのは、各国が制度整備を進めた 1990 年代後半から 2000 年代の欧州全体でいえることであった。近年の日本でも知られるようになった「インターカルチュラル・シティ・プログラム」を推進した、ストラスブールに本部を置く欧州評議会は、1997 年の段階で、『統合の測定と指標 (Measurement and Indicators of Integration)』という報告書を公表している。1999 年には「タンペレ・アジェンダ」に第三国国民の権利や義務に関する公平な扱いという内容も盛り込まれ、2005 年の「統合のための共通のアジェンダ (A Common Agenda for Integration)」、そして 2011 年の「第三国国民の統合のための欧州アジェンダ (European Agenda for Integration of Third-Country Nationals)」に結びついている。

その前年には、欧州委員会が民間の有識者の助力を得て『政策立案者と実践家のための統合ハンドブック (Handbook on Integration for Policymakers and Practitioners)』を刊行している。上述のアジェンダやハンドブックには、EU の司法内務理事会が 2004 年に採択した計 11 の移民の統合政策の共通基本原則が示されている。移民と住民の双方からの歩み寄り、移民の雇用や教育、移民と加盟国市民の間の対話といった要素が記されており、社会統合に対する欧州の考え方を知らうえで参考になる。

民間独自の取り組みとしては、英国内務省の統合指標および前述の統合ハンドブックと同じ 2004 年に、『移民統合政策指標 (Migrant Integration Policy Index)』が発表されている。MIPEX の略称で知られるそのプロジェクトへの参加国は当初西欧諸国 15 か国であったが、第 3 回目の 2015 年には 38 か国を数え、日本も登場する。MIPEX では、労働市場、家族統合、教育、健康・保健、政治参加、永住権、国籍、反差別の 8 つの政策分野において 140 以上の指標が各国で算出される。

欧州の動きからやや遅れて、OECD (経済協力開発機構) もまた、加盟国内の移民人口の増加とこの現象にともなう課題を、統合という観点から分析しようとした。その国際調査の結果は『移民の統合に関する指標 (Indicators of Immigrant Integration)』にまとめられている。この調査は移民の第一世代と第二世代の意識の違いにも目を

向けており、その内容は示唆に富む。移民の社会統合の手法や測り方について複数の考え方が提示されてきたという事実は、現在に至るまでのこのテーマに対する関心の高さを物語っているといえるだろう。2014年の「庇護・移住・統合基金 (Asylum, Migration and Integration Fund)」の設置や2016年の「第三国国民の統合のための行動計画 (The Action Plan on the Integration of Third-country Nationals)」採択が物語るように、欧州の試みは今も続いている。

## 社会の「多文化」化への対応にみる多様性

日本の事例は、日本に次いでアジアでは2番目にMIPEXに参加した韓国と比較しやすい。外国人労働者の受け入れを政策の中心に据えてきたという点で、両国の経験は似通っている。同国は2007年に「在韓外国人処遇基本法」を制定し、韓国語や韓国文化等を習得、理解するための移民統合プログラムを実施している。

本特集のうち対極的といえる事例は伝統的な移民国のオーストラリアである。多文化主義を標榜してきた同国にとっては、移民の受け入れが国家運営の不可分の一要素であるため、受け入れがいかにか益に適うのかについて、政府が前面に出て国民に伝えなければならない。



豪州の移民・市民権省の大臣 (当時) によるスピーチ

すなわち、移民の受け入れを所掌する省庁 (移民・市民権省) が、同国の移民政策の方向性と内容の妥当性、受け入れの社会的影響についてのアカウンタビリティを果たそうとする (写真上)。必然的に、移民の定住支援に向けたサービスは非移民国と比べて充実している。日本とは、政策立案や制度設計のうえで前提が異なる。

対極的だからといって、参考にならないわけではない。もとより、各国の政策やそのパフォーマンスに対して簡単に優劣をつけることはできない。国の成り立ちが大きく違う場合はなおさらである。ホスト社会に備わる有形無形の地域リソースやインフラにも差がある。例えば移民社会では、累積的に増える移民集団が同郷内で相互扶

助機能を維持、強化しやすい。よって、他国の政策・法制度をそのままの形で移植しても同じ効果が得られるとは限らない。しかし同時に、社会の「多文化」化は、多くの先進国で共有されている現代に普遍的な経験である。社会統合を目指そうと、多文化共生を掲げようと、上の状況からまったく無縁である国は多くない。

結局のところ、人の国際移動がもたらす「多文化」化、すなわち多様性への向き合い方のなかにも多様性がある。各国・各地域の状況、課題、実践を知り、応用可能性を考えることは、どの国にとっても意味あるタスクである。外国籍住民の数が近年急速な勢いで増えている日本にとって、その意味はより大きいのではないか。

## 日本の現状と展望

2018年12月の「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」によって、日本の多文化共生も新たな局面を迎えつつある。機構面でも拡充されており、2019年4月に発足した出入国在留管理庁には、政策課のもとに「外国人施策推進室」が設けられている。日本に暮らす外国人への支援策は今後厚みを増すであろうか。

外国籍住民のための「総合相談ワンストップセンター」が複数の自治体で開設されていることも指摘しておきたい。加えて、全国8つの地方出入国在留管理局と3つの支局に、外国人の「受入環境調整担当官」が配置された。自治体との情報共有や研修事業の実施等を通じて、外国人との共生社会の実現が模索されている。さらには法務省を含む四省庁 (他に外務省、厚生労働省、経済産業省)、出入国在留管理庁、東京法務局人権擁護部、法テラス外国人部門など複数のステークホルダーが関与する「外国人共生センター (仮称)」も目下構想されている。

多文化と付き合い、寄り添い、それを活かそうとする世界の動向に対する関心は今後とも高まるに違いない。移民の受け入れや定住外国人の増加に関して、大雑把な将来観を示せば、高齢化と人口減少が続く日本は、おそらく長い時間をかけて、一進一退を繰り返しながら、現在のヨーロッパ並みの多文化社会に近づいていく。そしてこのことを、筆者は、日本の後進性ではなく後発利益としてみなしたい。現在の日本の多文化共生の実践が、そして今後の展開が、この社会にどのような果実をもたらすだろうか。期待と不安が入り交じるなか、多文化共生社会の実現が多くの人に願われている。

## 「統合コミュニティ政策」提案書に見る英国の統合政策

英国の住宅政策・コミュニティ・地方自治省は、英国の抱える移民に関する課題を解決し、さらに強固に統合されたコミュニティを目指すため、「統合コミュニティ政策」の提案書を発行した(2018年3月)。提案書では、「あらゆる背景を持つ国民が、権利や責任、機会に基づいて、生活し、働き、学習し、交流できる、強固に統合されたコミュニティ」を構築するというビジョンが示されている。



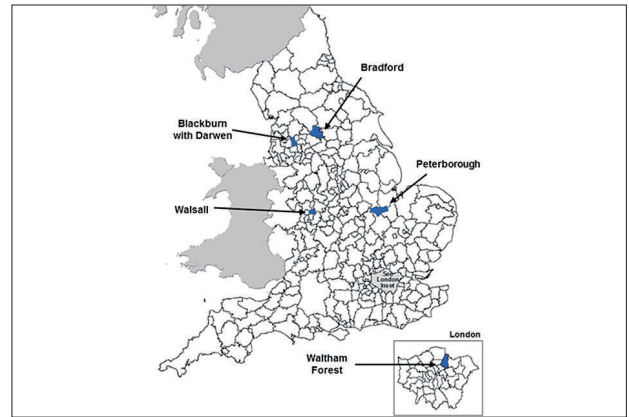
「統合コミュニティ政策」提案書 (英国政府 HP から引用)

提案書では、①リーダーシップ強化、②若年層の社会との意味ある交流の保証、③英語力の強化、④住民間の分離の改善、⑤経済機会の拡大、⑥統合コミュニティ構築のための研究と共有、の6本の柱を立て、政府、地方自治体、企業それぞれの行動規範が具体的に示された。

## 統合地域プログラムの策定

統合へ向けた課題は人口統計や移民のパターンのほか、地理、地域経済などさまざまな要因に左右されるため、地域に適した政策が必要となる。政府は、共通目的に向かって地域レベルと国レベルの資源を活用することで先進事例を創出し、国内の他地域とも共有することを目的として、モデルとなる5つの「統合地域自治体」を選出した「統合地域プログラム」を発表した(2019年5月)。

5つの自治体はそれぞれ、地域に根差した統合戦略を持っている。ここでは2つの事例を取り上げ、自治体が抱えている課題と併せて紹介する。



5つの統合地域自治体 (英国政府 HP から引用)

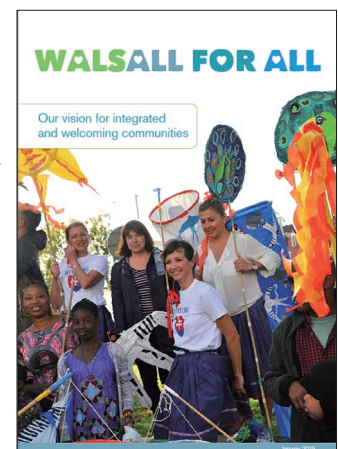
## ウォルソールの事例

ウォルソールはバーミンガムの北西に位置する人口約28万人を抱える自治体で、炭鉱や金属加工など多くの産業が存在する。20世紀中ごろから労働力を補うためインド系、カリブ系移民が急増し、今では人口の約4分の1が少数民族となった。また、中東やアフリカ諸国から、毎年400人の亡命希望者や難民を受け入れている。

同町が抱えている大きな課題の1つがヘイトクライム(異なる人種、民族、宗教、性的指向などを持つ個人や集団に対する偏見や憎悪が元で引き起こされる犯罪行為)だ。2018年、前年度比20%増のヘイトクライムが確認され、全体の約80%は人種差別によるものだった。

ヘイトクライムの被害にあうことを避けたいがため、自分の生活圏から出ることを躊躇するほど、ヘイトクライムに怯える市民が一定数いるということも分かっている。

犯罪を撲滅するため、同町はパートナー組織と協力し、NPOが運営するヘイトクライムレポートセンターを地域内5か



WALSALL FOR ALL (同町の HP から引用)

所に設置している。センターでは、ヘイトクライムの被害者や目撃者が、訓練を受けた職員からカウンセリングを受けることができるほか、ヘイトクライムについてのさまざまな情報収集、分析を行い、被害を避けるための情報発信や、被害者支援を実施している。今後は、ヘイトクライムを報告する方法の改善、被害者への支援を強化することで、町全体がヘイトクライムに立ち向かう機運を醸成し、ヘイトクライム件数の減少を図っていくとしている。

また、幼少期における多文化教育に力を入れることで、ヘイトクライムの減少を長期的視点で目指している。「スクールリンク プログラム」は、文化、生き立ち、宗教などが全く異なる子どもたちが一緒に学ぶことで、お互いの違いに気づき、理解し、知見を深めることを目的とした学校間交流プログラムである。「The Linking Network」というNPOが提供するプログラムで、同町を含む26の地域が参画している。

同町では2018年、4つの小学校と2つの中学校が同プログラムに参加した。プログラムでは他校の子どもたちと交流しながら、「私は誰なのか?」、「私たちは誰なのか?」という問いを繰り返す。これにより子どもたちは、コミュニケーション力や、共感力、思考力を培い、幼少時のいじめや、彼らが成長した時のヘイトクライムを未然に防ぐことが見込まれている。

## ウォルサム・フォレスト区の事例

ウォルサム・フォレスト区はグレーター・ロンドン北東部に位置する。約28万人の人口を抱えるロンドン自治区の1つで、過去10年間で人口が約4万人(約17%)増加するほど成長している地域である。また、同区はイギリスで5番目のスリム人口を有し、住民の約3分の2がBAME (Black, Asian and minority ethnic) の背景を持つ。多様性が非常に強い同区は、次のような課題を抱えている。

教育レベルが低いと判断されている全児童の約5%が特定の民族グループに偏っており、教育レベルの差が若



ウォルサム・フォレスト区の人口統計 (同区HPから引用)

年世代の暴力を生み、大きな懸念となりつつある。就職率は2004年以来最も高いが、住民の約28%がワーキングプアであり、原因の1つに英語力に問題を抱える住民が約22%もいることが挙げられ、その結果、約3分の1の子どもが貧困状態に陥っている。女性の生産年齢人口のうち就職も就職活動もしていない人口の割合が、白人女性では約18%であるのに対し、少数民族の女性では約44%にも上る。こうした教育格差や経済格差が住民の間の壁となり、コミュニティ形成の障害となっている。

区が地元コミュニティと取り組む事業の1つが「フードレスキュープロジェクト」だ。これは毎週月、火曜日に、人種、性別、年齢などが異なるボランティアが集い、家庭で余った各々の国籍料理を持参し、または、無料・寄付制の屋台を設置し、住民に振る舞うイベントで、食の力で人々をつなぎ、さらに、住民が自分のスキルや知識を共有する場の創出目的としている。社会的に弱い立場にある市民が自国の料理を振る舞い、食を通じてコミュニケーションを取ることで、自分の背景を他者に理解してもらうことができるとともに、自発的に行動する力や、他者に価値を提供できるという自信を身に付け、就労やボランティアなどの社会活動への参加を促すことができる。

この事業はフードロス削減の意味でも大きな効果を上げており、今では30のボランティア団体の協力もあり、廃棄予定の食料約250kgが毎週フードレスキュープロジェクトに回されている。ヨーロッパでは行政が関わる、こうした食を通じたコミュニティ事業が増えており、一定の効果が得られているようだ。

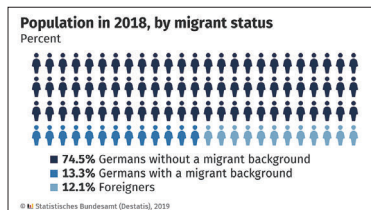
## 終わりに

今回は、5つの統合地域自治体から2つの事例を紹介したが、こうした取り組みがコミュニティ形成の成功事例となり、その知見が英国の他の自治体の参考になることが期待されている。

また、これらの事例は日本で着目されている「多文化共生施策」とは必ずしも一致する訳ではないが、これまでも多くの移民を社会に受け入れていくためにさまざまな対応策が実施されてきている英国の事例から学べることは多い。今後もこれらプログラムの成果について注視していきたい。

## 在住外国人の増加と統合講習

現在のドイツでは、移民の定義を「移民の背景を持つ人々」としており、①1949年以降に現在のドイツ連邦共和国に移住した人、②ドイツで生まれた全ての外国人、③ドイツの国籍を取得した外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、ドイツで生まれた外国人、のいずれかの住民としている。2018年時点で、ドイツの人口8,161万3,000人のうち、「移民の背景を持つ人々」と在住外国人をあわせると2,079万9,000人であり、全人口の約25%を占める。



ドイツの人口分布（ドイツ連邦統計局 HP から引用）

第二次世界大戦後のドイツは、労働力不足の解消を目的に外国人労働者を数多く受け入れてきたが、長年にわたり、自国を事実上の「移民国」とは認めず、在住外国人に対する積極的な政策をとってこなかった。しかし、外国人の定住化が進み、連邦政府が移民政策の重要性を認識したことにより、2005年1月に施行された「新移民法」において、移民に対し、ドイツ語およびドイツの法秩序、文化、歴史などの社会事情を学ぶ移民統合講習の実施が定められた。連邦政府は、これを通じて、移民を背景に持つ人々が、国内における生活諸条件に慣れ親しみ、第三者の援助や介入を受けずとも日常生活に自立的に対応できるようになってもらうことを目指している。

## 統合講習の概要

統合講習の実施に関する詳細は、「外国人および後期帰還移住者<sup>(注)</sup>に対する統合講習の実施に関する法令、通称：統合講習令」によって定められている。同法は2005年の発布以降、3回改正が行われ、各講習の受講時間数の変更がなされた。2017年以降は、600コマ（1コマは45分）のドイツ語講習と100コマのオリエンテーションコースで構成されている。前者に関しては、特別講習として、最長900コマまで受講することも可能で、

主に読み書きのできない人、女性、若者、子を持つ親などが対象である。また、全ての講座終了後、修了試験の受験が必須となっている。

統合講習の対象者は、有効な滞在許可に基づき、受講資格または義務がある場合に、市町村が管轄する外国人局から通知される。主に、簡単なドイツ語による意思疎通ができない長期滞在の外国人や、後期帰還移住者を含むドイツ国籍保有者など、移民の背景を持つ人々である。ただし、EU加盟国市民およびドイツ国籍保有者は、必ずしも受講の義務があるわけではなく、希望制となる。なお、統合講習は、原則フルタイムでの受講だが、対象者が就労中の場合には、午後や夜間のみでのパートタイム受講も可能とされている。

## 受講費用と実施機関

統合講習の受講費用は有料で、自己負担額は年々引き上げられ、現在は一部対象者を除き、1授業あたり1.95ユーロ（通常の700コマ分で1,365ユーロ）である。ただし、低所得者層が多い受講者にとっては経済的に大きな負担となるため、批判も出ている。ただし、生活保障受給者または経済的に支払いが特に困難である場合には、受講料免除が認められる。

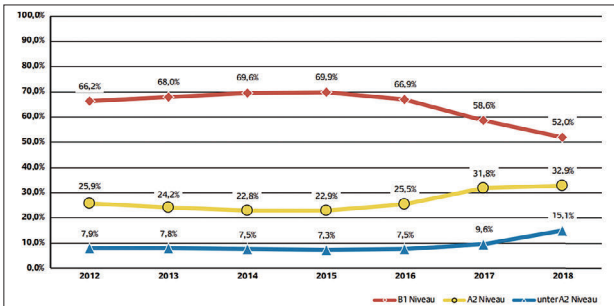
統合講習の実施機関は、自治体と連携して生涯教育を行う市民大学、民間語学学校や教会を含む非営利団体で、現在は1,700以上の組織が許可を受けている。

## 統合講習の現状

2019年5月に連邦移民難民庁が発表した報告書によると、2018年の新規対象者は25万6,238人で、2017年より32%減少。最も多くの割合を占めるのが、シリア、イラクなどの難民出身者で約半数、約4分の1がEU加盟国市民、残りの約4分の1が非EU加盟国出身者であった。2015年に難民の受入れが最大になったことにより、2016年の参加資格対象者が大きく増えたが、2017年以降は減少している。

また、修了試験の結果に関して、普通講習の目標とされているのは、欧州評議会が示すヨーロッパ言語共通参

照枠（CEFR）のB1レベルであるが、実際にB1レベルに到達したのは全体の52%で、2015年以降減少傾向であるのに対し、下位レベルのA1、A2の到達者数は増加傾向である。住み慣れない土地で新たな言語を習得することは時間と労力を要し、実際に多くの移民が政府の求めるレベルを満たすのに苦労していることが見て取れる。



CEFR レベル別の修了試験合格率。赤：B1、黄：A2、青：A2 未満（連邦移民難民庁 HP より引用）

## ベルリン市・ノイケルン区の事例

ベルリン市・ノイケルン区は、ベルリンの12の行政区の1つであり、ベルリンの南東部に位置する。ベルリン東西分断の時代には西側に位置し、東ベルリンと隣接していた。伝統的な労働者地区だったが、東西ベルリンが再統一を果たすと、区内の多くの産業が撤退したことで失業率が高くなるとともに人口が流出し、移民の数が増加していった。2019年9月時点の同区の失業率は12%で、同市の平均の7.8%よりも高い。区によると、住民約33万人のうち約半数は移民の背景を持ち、出身国は約150か国と言われ、国籍を見た場合、在住外国人の割合は、住民の約25%を占める。

なお、同区は欧州評議会と欧州委員会が進めるプログラム「インターカルチュラル・シティ」（参考：P4）の参加メンバーでもある。

同区では、その多様性を活かした取り組みとして、2004年から「移民の女性による家庭訪問制度」が始まった。この取り組みは、失業中で移民の背景を持つ女性たちが約6か月間の研修を受けて訪問員となり、社会的に恵まれない子どもや若者が多い地域の家庭または教育機関を計10回訪問し、訪問先の家族がよりドイツ社会に統合しやすくなるよう助言・指導を行うものである。訪問員になるには、失業中であること、一定レベルのドイツ語能力があること、同市が社会的な問題を抱えているとして設定した同区内の「近隣地域」に住んでいることなどが条件となる。2018年時点で、70人の訪問員が登録さ

れており、トルコ語やアラブ語を母語とする訪問員が多いが、1人が複数言語を話すこともある。この事業では、訪問先の親の教育能力を高めることにより、移民の背景を持つ家庭に生まれた子どもの将来の可能性を見だし、教育における成功を高めることを目標としている。また、スキルを身に付けて経験を積んだ後、別の仕事を見つけるといふ訪問員自身の社会進出も期待されている。

訪問員に対して行う研修項目は、①ドイツ語教育、②子ども施設・学校制度、③暴力に関する家庭内教育、子どもの権利、④子どもの身体的・精神的発達、⑤健康と栄養、⑥スポーツや運動、⑦性的発達、ジェンダー教育、⑧アルコールや麻薬中毒の予防、⑨メディア教育、⑩子どもの事故防止、である。訪問員は、ベルリン市と連邦雇用庁が運営するノイケルン職業斡旋所の雇用対策の一環として、最長3年間の期限付き職員として雇用されている。この事業は、同区が連邦雇用庁、ベルリン市、教会奉仕団といった関係組織と連携することで運営され、区内小学校、児童施設、地域住民、カウンセリングサービス、青少年福祉施設等と一体となって実施されている。本事業の成果として、現在までに約500人が訪問員の教育を受けており、2013年以降訪問員を終えた11人が、同市の労働・統合・女性省のプログラムを通じて、無期限の統合コーディネーターのポストに就職できたと報告されている。この事業の成功事例は、ベルリン市の他の地区や、外国の都市にも波及している。



「移民の女性による家庭訪問制度」訪問員の女性たち（ノイケルン区 HP より引用）

## 終わりに

ドイツでは、専門人材などの労働力不足に伴い、今後さらに外国人労働者を受け入れ、地域の多様性は増していくと予想される。統合講習修了試験の合格率を上げ、自治体や関係組織と連携しながら、移民の背景を持つ人々が主体的に活躍できる社会の実現が急務である。

（注）帰還移住者とは19世紀にソ連（当時）や東欧諸国に移住したドイツ人の子孫で、第二次世界大戦後ドイツ民族であることを理由に迫害を受け、その後人道的見地からドイツに受け入れられた者。ドイツ国籍を簡単に取得でき、ドイツ入国後に生まれた子にもその地位が承継されたが、1993年に子への地位承継は廃止された。これ以降に帰還した人々が「後期帰還移住者」とされる。



## 多文化共生モデルと社会統合モデル

外国人受入れ政策には、大きく分けて2つのモデルがある。1つは、民族、人種、宗教などの属性の違いによる集団を認め、その社会的機能を重視する多文化共生モデルであり、もう1つは、公の場面ではこのような属性の違いによる承認は行わず、外国人に対してその国の国民と社会への溶込みを促し、受入れ国のアイデンティティと一体性の保持を図る社会統合モデルである。一般にフランスは社会統合モデルをとるとされており、本稿ではフランスの社会統合政策について紹介したい。

## フランスの移民受入れの歴史

フランスは移民<sup>(\*)</sup>の受入れの歴史が欧州で最も古い国として知られる。19世紀後半から、工業化の急速な発展と出生率の低下に伴い、より多くの労働力が必要となり、主に欧州各国からの移民労働者の受入れが始まった。当初は人口の3%台に過ぎなかった移民比率が、第一次世界大戦後には人口の6~7%を占めるほどに上昇した。

第二次世界大戦後、「栄光の30年」と呼ばれる長期にわたる高度経済成長は、低廉な労働力を求め、政府は欧州諸国だけでなく、フランス語圏で植民地であった北アフリカなどからの移民労働者の受入れを奨励した。その結果、移民比率が7.4%に達するとともに、移民の出身国も多様化した。

移民流入の拡大傾向に転機が訪れたのは、1974年7月である。政府は、1973年の第一次石油危機による経済の停滞と移民労働者の供給過剰を理由に、新規移民労働者の入国の一時停止措置を実施した。こうして、フランスは労働力の確保のための移民受入れから抑制に転換していった。

一方、移民労働者の側においても、単なる労働力としてしか見られず、さまざまな権利が事実上ないがしろにされてきたことに対する不満が募り、80年代前半にかけて、公正な取扱いを求めるデモなどがたびたび起きるようになる。

こうして、移民との摩擦による社会の緊張が高まり、不法移民の取締まり強化や移民のフランス社会への統合が政策の柱となっていく。2003年7月、政府は移民の社会統合を推し進める視点から「受入統合契約 (Contrat d'accueil et d'intégration, CAI)」を試験導入した。本契約は、フランスで長期にわたり生活するために、外国から移住する者がフランス社会に適応していく上で最低限必要なフランス語能力や知識を身につけることを目的とし、受入れ国であるフランスが移民に対して研修を実施し、移民はその研修を受講するという、国と移民との間で結ばれる契約のことである。2006年には、移民法 (通称サルコジ法) を改正し、家族滞在許可の条件やフランス人の外国人配偶者への国籍付与の条件を厳格化するなど、移民受入れおよび滞在の規制強化を行う一方、有用な技能や資格を持つ外国人の選択的受入れを導入した。2007年の移民法改正では、受入統合契約を原則として全ての新規移民を対象に義務化し、現在に至るまで社会統合を進めてきた。

## 現行制度の概要「共和国統合契約」

2019年現在、フランスの移民人口は約650万人、全人口の9.7%に上っている。現在、フランスにおける社会統合政策は、「共和国統合契約 (Contrat d'intégration républicaine, CIR)」が実施されている。これは、言語要件などを厳格化し、前述の「受入統合契約 (CAI)」を2016年3月に改編したものである。契約事務は、フランス移民統全局 (Office français de l'immigration et de l'intégration, OFII) が行う。対象となる外国人は、入国後に契約を結び、契約に定められた研修を契約後1年以内に修了しなければならず、履行の状況は、滞在許可証の更新の可否を判断する上で考慮される。

契約には、個別面談2回と次の4つの研修プログラムが盛り込まれている。

### ①市民訓練

フランス共和国の理念と価値観、市民の権利と義務、社会の仕組みなどを幅広く理解し、適切に行動できるように学ぶ研修 (4日間 24時間)

## ②語学研修

フランス語能力がCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）のA1以下である場合、レベルに応じた語学研修（100時間～600時間）

## ③就労支援

雇用や就労に関する情報や職業安定所などの就職支援に関する情報提供・研修

## ④生活情報

社会生活を営む上で必要な生活情報や、学校、病院、社会保障など身近な公共サービスに関する研修

近年は、毎年約10万件的の共和国統合契約が締結されている。統合契約の要否は、滞在許可証の種別で決まり、2018年では、滞在許可証発行総数が約26万件的で、統合契約の対象は全体の半数以下となっている。

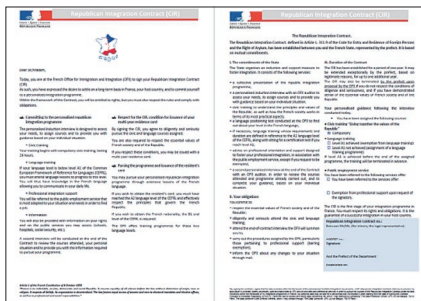
こうした政策によるフランスの社会統合の現状を見ると、フランスにおける移民の定義にあたらぬ移民をルーツに持つフランス人も増え

る中で、例えば、さまざまなテロ事件などを契機に極右政党などが移民規制を訴えて支持を得たり、社会経済状況に対する不満が高まったりといった一面も見られる。一方で、移民政策を尋ねられた上院副議長が、移民をいたずらに争点化するのではなく、普通の生活が送れるよう、教育や経済に着目した地道で具体的な政策を講じることが社会統合には重要という認識を示すように、フランス共和国としての価値を守りつつ、社会統合を進めるべきという議論も根強い。

また、社会統合政策は、外国人受入れという国の統治政策に係るため、その多くを国が独占的に権限を担って実施しているが、生活者としての移民の社会統合の支援においては、次の事例などに見られるように、地方自治体の役割も大きい。

## 自治体の役割 ～ストラスブール市の事例～

ストラスブール市は、フランス北東部に位置し、ドイツと国境を接する人口約28万人の都市である。ヨー



共和国統合契約書の書面

ロッパの中心に位置し、欧州評議会や欧州人権裁判所といった欧州の主要国際機関が置かれている。人口の約15%を外国人が占め、その国籍・出身もさまざまな同市では、地方参政権を持たない非EU諸国出身者の声を市政に反映すべく、2009年に外国人評議会（Conseil des Résidents Étrangers, CRE）が設立された。設立の目的は、インターカルチュラル社会の促進、平等な権利と差別との闘い、地方政治への外国人参政権の獲得等である。メンバーは、公募抽選で選ばれた外国人住民50人（男女ほぼ同数）、アソシアシオン（NPOに相当）公募30団体および市長指定8団体であり、5年任期となっている。評議会は、コミュニケーション、文化、女性の権利、住宅などのテーマ別に調査・検討を行い、意見・提案を市に提出することとされ、外国人住民に地域社会への参加機会を確保し、より良い共生を推進することに寄与している。2011年には、自らイニシアチブをとり、同様の取り組みを行う自治体のネットワークも立ち上げている。その一方、より実効ある取り組みを進めるため、2019年10月には、今後の改革に向けた名称変更や事務局機能の強化等も含めた白書が取りまとめられている。

国レベルでは社会統合モデルとされるフランスにおいて、ストラスブール市に限らず、自治体レベルでは、移民等の有する多様な文化やまとまりなど地域の実態を踏まえた多文化共生的な取り組みを行っている点は興味深い。

## 最新の動向

2019年11月6日、政府は、移民・難民制度の改正案を公表し、20項目からなる政策を示した。政令による国籍付与（年間約6万人）の要件であるフランス語能力の水準の引上げ、家族呼び寄せビザの発給条件の厳格化など規制を強化する一方、産業界が必要とする職種の規制を緩和し、職種ごとに受入れ人数を決める割当制（クォータ制）の導入を盛り込むなど、移民の効果的受入れを強化する方針となっている。地域に不法滞在となる経済的移民が多い実態もある中で、フランスの社会統合政策の今後の行方がますます注目される。

(※) フランスの統計上の移民の範囲は、フランスに移住した者の内、外国生まれで外国籍の者（2018年推計410万人）および外国生まれでフランス国籍取得者（同240万人）である。なお、移民のフランスで生まれた子どもは移民には含まれない。

## 韓国の外国人住民、200万人を突破

最近発表された2018年の韓国に居住する外国人住民<sup>(注1)</sup>数は、初めて200万人を超えて205万4,621人となり、国内総人口5,162万9,512人の4%を占める規模となった<sup>(※1)</sup>。2008年の89万1,341人と比較して、この10年間で外国人住民数は約2.3倍になっている。居住地域別にみると、首都圏(ソウル、京畿、仁川)に外国人住民の60.1%(約123万人)が集中している。また、国内の多文化家族<sup>(注2)</sup>数も100万8,520人となり、こちらも初めて100万人を超えた<sup>(※2)</sup>。このように韓国では近年、日本を上回る速度で外国人住民、多文化家族の増加が進行している。

## 韓国の多文化共生政策10年

韓国における多文化共生政策が本格的に運用されるようになったのは2000年代に入ってからである。2006年の韓国政府による「女性結婚移民家族の社会統合支援対策」の発表を皮切りに、さまざまな多文化共生政策が施行された。しかし、政府の多文化共生政策は、結婚移民者を主な対象として実施されており、移民の同化政策という色合いが強く、外国人労働者や留学生等に対する支援の不足など、「多文化共生社会」のための政策としては不十分であった。加えて、支援事業が対象別に、複数

の機関に分散して運営されていたため、機関間の情報共有不足や、結婚移民者や外国人労働者が滞在許可や雇用許可関係サービスを利用する際に、出入国管理事務所や雇用センターなどの関連機関をそれぞれ訪問しなければならないなど、利用者の利便性等が課題となっていた。

## 外国人住民・多文化家族のためのワンストップ行政サービスを1か所で!

さまざまな課題が浮き彫りとなった多文化共生政策が10年の節目を迎えた2016年12月、その状況を打破するために、政府は機関間のサービス連携を強化して統合的な外国人住民・多文化家族サービスを提供できる「多文化移住民+(プラス)センター」の設置計画を発表した。

「多文化移住民+センター」は、政府関係部署、自治体、民間が協力して、外国人住民や多文化家族を対象とした行政サービスを1か所で提供・運営する協業モデルである。協業形態は、ひとつの建物内に複数の機関が入居して複合サービスを提供する「空間統合型」と、既存の機関に他機関業務を追加する「機能追加型」がある。

これにより、施設・人材などの共同利用が可能となり、機関間の非効率性が改善されるほか、利用者は韓国語教育、相談などの適応支援サービスと在留管理・雇用許可関連の申請サービス等をワンストップで受けられるようになった。

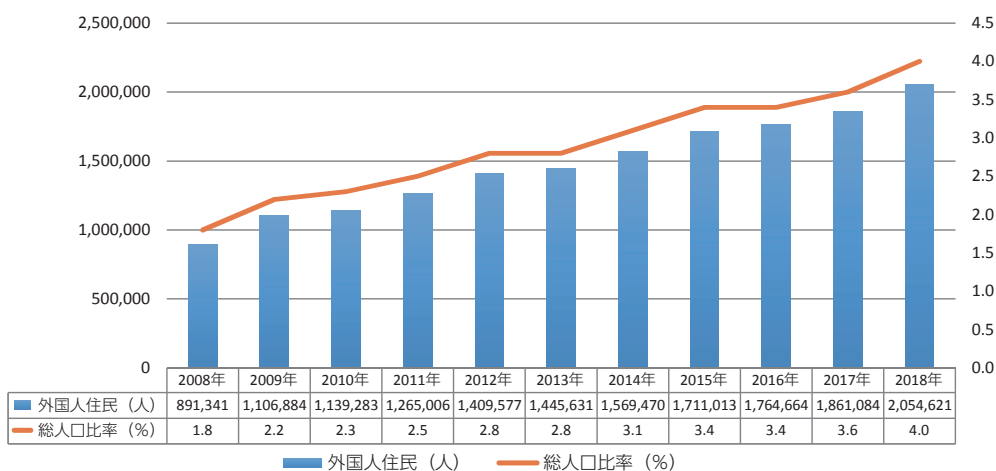
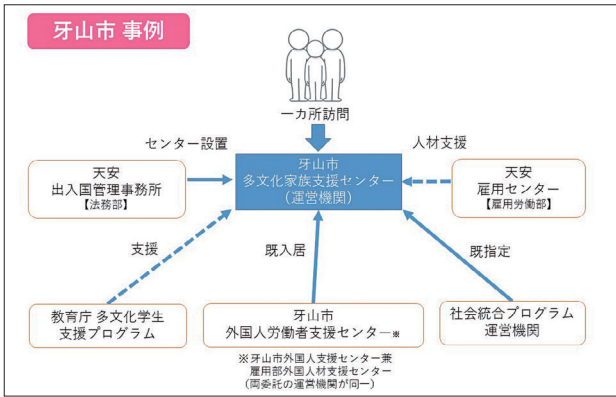


図1 韓国の外国人住民数の推移 (2008-2018)

「多文化移住民+センター」は、2017年9月に忠清南道牙山(チュンチョンナンドウ・アサン)市を皮切りに、全国10か所で試験運用が開始となり、2018年には行政安全部の公募事業により、外国人住民集中居住地域を中心にさらに10か所が選定され、設置が拡散している。設置には政府



**図2** 牙山市多文化移住者＋センター（空間統合型）の事例  
多文化家族支援センター建物に出入国管理事務所（在留管理）と外国人労働者支援センター（外国人労働者支援）が入居して、雇用センター（雇用許可制）人材派遣で複合サービスを提供

からの自治体財政支援（特別交付税措置）もある。2019年4月からセンターの運営を開始した益山（イクサン）市では、韓国の地理に明るくない、また、韓国語ができない外国人のために、交通に便利な益山駅内にセンターを設置することにより、さらに利便性を高めるなど、自治体ごとの工夫も取り入れながら、運営が行われている。

## 「ミニ地球」安山市 — 地方自治体の多文化政策 —

「安山市と書いて地球と読む」— 韓国でそう呼ばれる自治体がある。京畿道安山（キョンギドウ・アンサン）市は、ソウルから電車で1時間程に位置する韓国随一の外国人住民集中居住地域である。安山市に居住する外国人は8万9,093人で、その国籍はなんと111か国にも及び、市の総人口の12.4%を占めるほどである<sup>(※3)</sup>。安山市は、国家産業団地として韓国の産業化をリードしてきた労働者の都市であったが、1990年代IMF外国為替危機以降の労働力不足の解消のために、外国人労働者の移住が進み、現在のような外国人住民集中居住地域となった。

安山市では、2007年に韓国初の外国人住民と多文化家族に対する支援条例を制定しているほか、他の自治体では見られない専任部署の「外国人住民支援本部」（6



**写真1** 安山多文化村特区商店街  
(出典：大韓民国歴史博物館所蔵)

チーム24人の公務員で構成）が設置され、外国人住民と多文化家族の早期定着、地域住民と共生できる空間づくりなどさまざまな外国人住民政策に取り組んでいる。2009年には、市でも最も多くの外国人が居住する檀園区元谷洞（タンウォング・ウォンゴクトン）一帯が、政府から韓国唯一の「多文化村特区」に指定され<sup>(注3)</sup>、さまざまな国の文化や伝統を体験することができる地域となっている。



**写真2**  
安山市檀園区元谷洞「安山多文化村特区」  
(出典：大韓民国歴史博物館所蔵)

牙山市と同じ2017年には外国人住民支援本部の入る建物に「多文化移住者＋センター」も設置された。センターでは、出入国管理、滞在許可延長、証明書発行などの申請を夜間・週末も受け付けているため、仕事をしている住民の利便性が高く、ほかにも建物内には外国人無料診療センターや外国人住民相談支援センター、韓国語教室、外国為替送金センターもあるため、月平均9,000人の外国人住民が訪問している。

さらに、市では各国の文化や食べ物を体験できる「ワールド・フェスティバル&のっぽマーケット」など、韓国人住民と外国人住民が一緒に楽しむことができる社会統合プログラムや、青少年の外国人に対する認識を向上させるための教育活動も活発に行われ、地域住民の多文化意識の醸成にも力を入れて取り組んでいる。

外国人を同化する「多文化」から外国人と共生する「多文化」へ多文化共生政策の大きな転換期を迎えている韓国。「多文化移住者＋センター」や安山市などの新たな取り組みが今後どのような成果をもたらすか注目される。

(※1～3) 2018年人口住宅総調査(2018.11.1基準)〔行政安全部、2019.10.31公表〕

(注1) 国籍未取得の外国人労働者、結婚移民者、留学生、外国国籍同胞、その他外国人および国籍取得者(帰化者)、外国人住民の子ども(出生)

(注2) 韓国人配偶者、結婚移民者、帰化者、韓国人配偶者と婚姻からなる世帯の子ども、その他同居人

(注3) 特区指定により、「出入国管理法」の外資系レストランのシェフなどの査証発給手続きの簡素化、イベント時の「道路交通法」に関する車両通行制限特例、「屋外広告物等管理法」規定特例等が適用される。現在、特区運営期間が5年延長され、2023年までの指定となっている。

## 移民大国オーストラリア

人口約 2,500 万人のうち外国で生まれた人口の割合が約 3 割の移民大国であるオーストラリアは、1970 年代以降、多文化主義政策を展開してきており、多くの海外諸国から移民を受け入れ、多様性ある社会を構築してきた。連邦政府、州政府ともに、移民の文化的背景や言語の違いにかかわらず、各種政府サービスに平等にアクセスできるようにすることを重視している。

日本では、在住外国人の増加やインバウンド観光客の増加に伴い、外国人患者に医療を提供する際に必要となる医療通訳などのコミュニケーション支援に対する関心が高まっている。そこで、本稿では、オーストラリア連邦政府とニューサウスウェールズ州 (NSW 州) 政府による、英語を母国語としない移民に対する医療通訳などのコミュニケーション支援の主な事例を紹介する。

## 連邦政府の取り組み

### ●医療通訳サービス

医療提供に際し連邦政府が講じるコミュニケーション支援施策の主なものとしては、The Translating and Interpreting Service (TIS National) (以下、「TIS」) によって提供される医療通訳サービスが挙げられる。TIS は、週 7 日 24 時間体制で 160 以上の言語に対応している。通訳形式としては、主として、患者、医療機関、通訳の三者間での電話による通訳であり、その他現地での対面通訳にも対応している (図 1)。

#### 【実施主体】

TIS (連邦政府 (内務省))

#### 【実施体制】

主として電話通訳。週 7 日 24 時間体制で、160 以上の言語に対応

図 1 TIS 医療通訳サービス概要

### ●通訳が必要ですカード

TIS は、コミュニケーション支援ツールとして、英語を話せず通訳を必要とする人のために、「通訳が必要です (I need an interpreter) カード」をホームページ等で提供している (図 2)。自分の母語を記入する欄と TIS の電話番号の記載があり、カードを提示するだけで通訳が必要であると意思表示をすることができ、また、カードを見た医療機関担当者がスムーズに TIS に電話することができる。

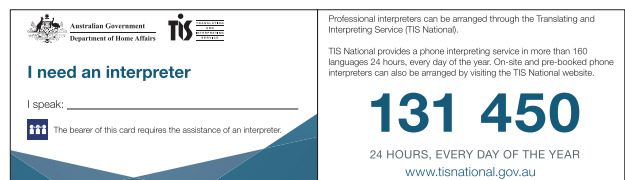


図 2 通訳が必要ですカード

引用：TIS

### ●言語確認カード

また、TIS は、患者が話す言語を確認するための言語確認 (Language identification) カードもホームページ等で提供している (図 3)。29 の言語が記載されており、患者が医療従事者に自分の言語を指し示すことで、医療機関が患者の言語を確認することができる。

## NSW 州政府の取り組み

### ●医療通訳サービス

NSW 州内の州立医療機関においては、英語を流暢に話せない人とのコミュニケーションは、通訳を介して行うことが義務付けられており、通訳を手配するのは医療機関の責務となっている。NSW 州政府は、5 つの地域 (大都市地域 3 つ、郊外地域 2 つ) 区分で週 7 日 24 時間体制で手話を含めた 120 以上の言語に対応する通訳サービスを提供している。通訳形式としては、主として対面通訳であり、電話通訳、テレビ会議通訳にも対応している。派遣される通訳者は、全て NAATI (The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters、オーストラリア翻訳・通訳資格認定

**Karen/ကရင်**  
 ၵဝသံသုဗျာဠာၵုၵ်းလၢနကတိၵ်းကွိၵ်းလဲၵ်းတၢ်လၢဝါလၢဝါနီၵ်းပကယုၵ်းနပုၵ်းနီၵ်းတၢ်ခိၵ်ကလၢကမၤတၢ်ပုၵ်းလၢဝါနီၵ်း.

**Serbian/Српски**  
 Молимо вас да назначите који језик говорите да бисмо могли да ангажујемо преводиоца који ће вам помоћи да комуницирате.

**Russian/Русский**  
 Укажите, на каком языке вы говорите, и мы предоставим вам переводчика.

**Thai/ภาษาไทย**  
 กุศลมาแจ้งภาษาที่คุณใช้สนทนา เราสามารถจัดหาล่ามมาช่วยคุณในการสื่อสารได้

**Khmer/ខ្មែរ**  
 សូមបញ្ជាក់ព្រមទូរស័ព្ទភាសាណាមួយដែលលោកអ្នកនិយាយ ដើម្បីឆ្ពោះត្រូវយើងអាចរៀបចំអ្នកបកប្រែ ភាសាមួយរួម ដើម្បីជួយលោកអ្នកក្នុងការព្រមព្រៀងពាក់ព័ន្ធ។

**Japanese/日本語**  
 スムーズにコミュニケーションを取ることができるようにこちらで通訳を手配することができますので、どの言語を話すかをお知らせ下さい。

**Bosnian/Bosanski**  
 Molimo vas da navedete kojim jezikom govorite, tako da vam možemo organizirati prevodioca koji će vam pomoći u razgovoru.

**Croatian/Hrvatski**  
 Molimo navedite koji jezik govorite tako da možemo organizirati tumača koji će vam pomoći u komuniciranju.

**Macedonian/Македонски**  
 Ве молиме назначете кој јазик го зборувате, за да можеме да ангажираме преведувач да ви помогне во комуницирањето.

**Polish/Polski**  
 Prosimy wskazać język, w którym rozmawiasz, abyśmy mogli zorganizować ustnego tłumacza do pomocy w porozumieniu się.

**Tigrinya/ትጥርኛ**  
 በደንብ ኣይኑ ቋንቋ ከምትዘረቡ ግለጹ ኣኖ ከትዘረቡ ኣንክሎ ኣገዝ ንምርክብ ኣስተርጓጃዪ ከንጻልዉ ንኸእል ኢና።

**Vietnamese/Việt ngữ**  
 Xin cho biết quý vị nói ngôn ngữ nào để chúng tôi sắp xếp thông dịch viên giúp quý vị nói chuyện.

**عربي/Arabic**  
 يرجى الإشارة إلى اللغة التي تتكلمها وسنحاول الحصول على مترجم لمساعدتك على التواصل.

**فارسی/Farsi(alt Persian)**  
 لطفا نشان دهید به کدام زبان صحبت می کنید تا ما بتوانیم یک مترجم شفاهی بگیری که به شما کمک کند ارتباط برقرار نماید.

**هزاره گی/Hazaragi**  
 مهرباني ګډه نشون پښتن که شوو ده کنوم زبون توره موگیڼ ومو کوشش مننیم تا یگوڼ ترجمان ره بلدی کومک شوو ده دست بیاریم

※29の言語が記載されている

図3 【図3】言語確認カード  
引用：TIS

機関)の認定を受け、さらに、専門用語研修など必要な研修を受講した者のみに限定されているため、その質は担保されている。上述した5つの地域のうちシドニー地域を管轄する地域健康局においては、43人の職員および262人の臨時職員が通訳として業務に従事している。2018年度に同地域健康局が医療通訳サービスを提供した実績は、医療機関の予約が約6万回、利用は約16万回であった。また、その通訳提供言語数は84であった。同地域健康局によると、医療通訳の需要は年々増加しており、2017年度から2018年度にかけて予約数が24%増加したとのことである。

●文化支援プログラム

NSW 州政府は、文化的・言語的に多様な背景を持つ

**【実施主体】**  
NSW 州政府（保健省）

**【実施体制】**  
主として対面通訳。週7日24時間体制でコールセンターにて予約受付し、州立病院に派遣

図4 NSW 州医療通訳サービス概要

移民コミュニティに対し、医療通訳に加えて文化支援員 (Cultural Support Worker) による支援プログラムも実施している。本プログラムは、NSW 州政府がバイリンガルの臨時職員を文化支援員として雇い、移民コミュニティの方々に健康や医療に関する情報を伝え、啓発することで、移民コミュニティの医療へのアクセスを促す取り組みである。2019年8月時点で、127人の臨時職員により30以上の言語に対応している。採用された職員は、医療や社会福祉、コミュニティサービスなどさまざまな分野での経験を有し、必要な研修を受講してから職務に当たる。具体的には、中国語を話す文化支援員ががんの検査について中国人コミュニティでプレゼンテーションをして知識を広めたり、ベトナム語を話す文化支援員が、州立病院のオープンデーにベトナム語で病院のガイドツアーを実施し、移民コミュニティの方々が健康や医療に関する知識を深めるための取り組みを行っている。その他には、HIV 予防の啓発のためのパンフレットの翻訳を行ったり、健康に関するプロジェクトやプログラムについて説明を行うなど、移民の健康増進のための公衆衛生活動に従事している。こうした取り組みにより、移民コミュニティの方々が健康や医療に関する知識をより深めることができる。その結果、病気の予防や早期発見につながり、医療費の削減が期待できると考えられている。

終わりに

このように、移民大国であるオーストラリアでは、移民の文化的背景や言語の違いにかかわらず、医療サービスに平等にアクセスできるようにするため、さまざまな取り組みが行われている。今後、ますます外国人住民や外国人観光客の増加が見込まれる日本において、本稿が参考になれば幸いである。